

令和元年第10回総会

# 山武市農業委員会会議録

令和元年10月4日 開会

令和元年10月4日 閉会



令和元年第10回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年10月4日（金）午後3時30分  
場 所 山武市役所 大会議室  
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸  
議 事 議案  
（1）農地法第3条の規定による許可申請について  
（2）令和元年度第7次農用地利用集積計画の決定について  
（3）農用地利用配分計画（案）に関する意見について  
（4）農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（4名）

---

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和元年第10回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。  
鈴木会長、よろしく願いいたします。

会長 それでは、1時半からの研修、大変お疲れさまでございました。先ほど来、高野さんから、切実なる、上へ上げてほしい声が上がっておりました。本当にそのほかの皆さんも何らかの被害を受けていると思います。本当にお見舞い申し上げます。

それでは、これから会議に入りますので、慎重審議、よろしく願いしまして、挨拶にかえさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 令和元年度第7次農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第3号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和元年10月4日 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸

---

事務局長 日程につきましては、以上でございます。

早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は、鈴木会長にお願いいたし

ます。

議長

これより令和元年第10回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立いたしました。

欠席委員は議席番号9番小川委員です。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。ご異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号16番高宮委員、議席番号17番鈴木委員の両委員を指名します。

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告を求めます。

事務局長

それでは、総会資料の4から5ページをご覧くださいと存じます。

通知があった件数は5件です。

全て利用権の中途解約でございます。それぞれ貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告が終わりました。引き続き、議案の審議に入ります。

---

#### ◎議案第1号

議長

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から申請概要についての説明を求めます。

- 事務局** 議案第1号について、説明する。  
(別紙議案のとおり)
- 議長** 事務局からの概要説明が終わりました。  
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。  
議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の小川委員から説明を求めます。
- 小川推進委員** 申請地区担当推進委員の小川です。議案第1号の番号1について説明いたします。  
この申請は所有権の移転です。申請の理由は、譲受人においては農業経営の拡大を、譲渡人にとっては農業経営の縮小をそれぞれ希望するものです。譲受人はキャンプ場を経営しております。また、農地で貸し農園及び季節ごとに野菜を作付けいたしまして収穫体験等を行って、集客数を増やしていきたいということでございます。  
現地を確認いたしました。何ら問題はないと思われまので、よろしく願いいたします。
- 議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号10番高野委員から補足説明等を求めます。
- 高野委員** 議席番号10番、高野です。  
今、小川推進委員のほうからありましたとおり、キャンプ場を経営している方で、ここに会社員と書いてありますが、一応株式会社になっております。現在、東京の子供たちとか田舎を知らない子供たちに野菜の収穫体験をさせております。東京のほうから相当バスで幼稚園の子供とかが来まして、収穫体験をしております。その中におきまして、イチゴのもぎ取りもやりたいという形で土地を購入しまして、ハウスを建てて、イチゴの栽培、もしくは何か子供たちが体験のできる農業をやりたいということです。  
権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たしておりますので、ご検討

をお願いします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号1について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の菊池委員から説明を求めます。

菊池推進委員 地区担当推進委員の菊池です。第1号議案の2番についてご説明します。

この申請は所有権移転です。譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大の為です。譲渡人にとっては、老人ホームに入って、耕作できない状態です。

当該畑は譲受人の隣に当たり、地区としては何の問題もありません。よろしくをお願いします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号17番鈴木委員から補足説明等を求めます。

鈴木委員 議席番号17番鈴木です。

菊池推進委員の説明のとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たしております。よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号の申請番号3について、地区担当推進委員の齋藤委員から説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。議案第1号、3番について説明いたします。

今回の申請は、権利設定の内容は使用権貸借です。詳細は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営拡大であり、譲受人は、本人、両親と3人で水稻で経営を行っております。現在、譲受人の地区では基盤整備事業の話が進んでおり、その中で、役員として地区の中心となる役割を果たし、農業に一生懸命取り組んでおり、地元としては何も問題ないと思います。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号12番井野委員から補足説明等を求めます。

井野委員 議席番号12番の井野です。

ただいま齋藤推進委員が説明したとおりでありまして、何ら別段問題ございません。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号3について採決いたします。本件について許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

---

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、令和元年度第7次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第2号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、所有権移転個人明細の番号1から5及び利用権設

定等個人別明細の番号1から34について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

次に、所有権移転個人別明細番号6について採決しますが、この案件は議席番号6番齋藤委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、齋藤委員の退室を求めます。

(齋藤委員 退室)

議長 それでは、所有権移転個人明細番号6について採決します。本件について、原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

齋藤委員の入室を許します。

(齋藤委員 入室)

---

### ◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第3号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

利用配分計画個人別明細番号1から5について採決いたします。

本件について、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定すべき旨の意見を付すことに決定します。

---

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。

議案第4号、番号1について、地区担当推進委員の小川委員から説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。

番号1について説明いたします。更新でございます。

昨年から、息子さんが就農に加わりまして、現在、家族4人で、主にスイカ、人参を作付けしております。今年からは作付面積を広げるとともに、新規作物を導入して、作業の合理化と省力化を図っていきたいということでございます。

よろしく申し上げます。

議長

次に、議案第4号、番号2、3及び4について、地区担当推進委員の今関委員から説明を求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。

番号2についてご説明申し上げます。更新でございます。

親子でございます。主にネギと水稻を作付けして、娘さんが非常に頑張っておられます。

3番についてご説明申し上げます。更新でございます。

主にネギ、水稻を奥さんと2人で一生懸命頑張って、また、制度資金などを使って機械化を進めておる次第でございます。

番号4についてご説明申し上げます。更新でございます。

娘さんと息子さんもやっております、緑の風、また、飲食店等に出荷しておられ、頑張っております。

よろしく申し上げます。

以上です。

議長

次に、議案第4号、番号5について、地区担当推進委員の川島委員から説明を求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島でございます。

更新になります。

奥さんと2人で露地野菜と水稻の生産をしております。目標としては、作付面積は微増なんです、収量、品質の向上を図り、所得の向上を図っていききたいということです。

どうぞよろしく申し上げます。

議長

次に、議案第4号、番号6について、地区担当推進委員の石橋委員から説明を求めます。

石橋推進委員

地区担当推進委員の石橋です。

議案第4号、6番について説明します。更新であります。

奥さんと2人で、水稻と、露地野菜はトウモロコシを生産しています。作業受託を増やし、収益の向上を図っていききたいということです。

議長 次に、議案第4号、番号7及び8について、地区担当推進委員の山下委員から説明を求めます。

山下推進委員 地区担当推進委員の山下でございます。  
番号7、新規です。

主に人参、レタスで、耕作面積が450aでございますが、その内、施設で約100aです。また、妻と2人となっておりますが、従業員3名も一緒にやっております。主な出荷先はさんぶ野菜ネットワークで、有機野菜のほうを生産しております。

番号8、新規です。

新規就農です。出荷先は、やはり有機野菜で、さんぶ野菜ネットワークです。機械化して、収入の向上を図りたいということです。

以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、議案第4号、番号1から4、番号6と7及び8について採決いたします。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

次に、議案第4号、番号5について採決しますが、この案件は議席番号7番三橋委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、三橋委員の退室を求めます。

(三橋委員 退室)

議長

それでは、議案第4号、番号5について採決いたします。  
本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。  
三橋委員の入室を許します。

(三橋委員 入室)

---

◎その他

議長

以上で本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。  
その他の件について、皆様から何かご意見等ございますでしょうか。

---

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。  
次回の総会は、11月5日火曜日、本庁舎3階、大会議室を予定していますので、ご参集のほどお願いいたします。